

vol.47-3 (通算 528号)

2017年6月号

やどかり

2017年6月15日発行
(毎月1回15日発行)1987年12月19日第三種郵便物認可
発行人 公益社団法人やどかりの里
代表者 土橋 敏孝
〒337-0043
さいたま市見沼区中川 562

TEL 048-686-0494

FAX 048-747-7030

定価 50円(含会費)

障害者権利条約の平行レポート作成へ ～誰もが暮らしやすい地域づくりにつなげよう～

2014年に日本が批准した障害者権利条約は、障害のある人たちの暮らしぶりや社会の水準をはかるものさしでもある。

権利条約批准から2年が経ち、2016年、日本政府も第1回締約国報告書を国連の障害者権利委員会(以下、CRPD)へ提出した。しかし、その内容は国内法制度の説明に終始した(詳細は機関紙やどかり2016年2月号)。

障害者権利条約は、締約国からの報告書と合わせて、障害のある人の実態や国内制度の状況を障害団体等から聞き取るため「平行レポート」(以下、パラレポ)の提出を求めている。CRPDは、このパラレポを参考に、締約国で権利条約がどのように実施されているか審査する。

日本の審査は、2020年春ごろと予測されており、今、日本はパラレポをまとめていく大事な時期にある。科学的な証拠や統計的な事実も示しながら、いかに充実したパラレポを提出するかが重要になる。

そのために、多くの人たちで、権利条約について学び、日本の障害のある人たちが他の者との平等の視点で見た時に、暮らし、労働、所得水準等がどのような状態にあるのかを明らかにしなくてはならない。それには、障害の種別を超えて、議論を重ね、最も立ち遅れていること、制度の谷間になっていることを浮き彫りにしていく必要がある。また、それを統計やデータで示すための調査や具体的な事例も必要だ。

やどかりの里としても精神障害のある人や

その家族の声を発信する等、パラレポ作成の過程に関心を持ち、さまざまな形で関わっていきたい。

社会的入院となっている精神障害のある人たちについて考えてみよう。権利条約の「自由を奪われない権利」「地域社会で生活する権利」に照らすと大きな問題がある。必要な入院治療を終了しても、環境が整わず入院している人の実態を明らかにする必要があるだろう。

また、精神科医療は「医師や看護師の配置が少なくてもよいとする精神科特例が認められている」「強制入院や長期入院が多い」「精神科病床が世界一多い」「身体拘束が増えている」等の課題を抱え、安心して精神科医療を受けられる状況にはない。こうした実態をパラレポにどう反映させていくのが重要だ。

日本国憲法は、締約国は障害者権利条約を遵守する義務があるとしている。権利条約の水準に合わせて、他の法律を整備することが求められる。現在国会で審議中の精神保健福祉法の改正法案も、権利条約に適合したものは到底認められず、締約国として、大きな矛盾をはらんでいることを指摘しておきたい。

障害者権利条約は、新しい権利や特別な待遇を求めているのではない。人としてあたり前の権利や自由を、障害のある人にも障害のない人にも同じように認めあえる社会を求めているのだ。平行レポートづくりを通して、誰もが暮らしやすい地域づくりにつなげていきたいものだ。